

高齢者用肺炎球菌定期予防接種のお知らせ

令和6年度から、対象者・接種期間が変更になりました。
接種期間は個人ごとに異なりますので、予診票の記載をご確認ください。

対象者及び 接種期間	以下の①～③の全てに該当する方が対象者です。 ① 墨田区に住民登録がある方 ※接種日現在、区外へ転出している場合は対象外です。 ② 過去に肺炎球菌予防接種（23価ワクチン）を接種したことがない方 ※自費・公費にかかわらず過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は、この通知が届いていても対象外となりますので、ご了承ください。 ③ 接種日現在、以下の年齢の方 （1）65歳の方 ア）昭和34年4月2日生～昭和35年4月1日生の方 接種期間：65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで イ）昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生の方（令和5年度の対象者） 接種期間：66歳の誕生日の前日まで （2）60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方（身体障害者手帳1級）
接種費用 (自己負担金額) ※令和6年度	1,500円（医療機関にお支払いください） ※生活保護を受給の方及び中国残留邦人等の法律による支援給付を受けている方は、自己負担金額が「免除」となります。 <u>免除対象の方で予診票の自己負担金額が0円ではなく1,500円の印字がある場合は、生活福祉課（墨田区役所3階）で「減免印」を押してもらってください。</u> お手数ですが、よろしくお願いします。
実施場所	墨田区内の実施医療機関または墨田区以外の東京22区内の指定医療機関 ※墨田区以外の東京22区内の指定医療機関は、医療機関所在地の保健所に確認してください。 (注) 東京23区以外で接種を希望する場合は、接種前に医療機関所在地の自治体に以下の点をご確認ください。 ① 他自治体（墨田区民）の予防接種受け入れを行っているか。 ② 受け入れを行っている場合、費用の助成はあるか。 ③ 墨田区が発行する「予防接種依頼書※」は必要か。依頼先は、自治体でよいか。 ※予防接種依頼書は費用の助成を行うためのものではなく、予防接種が原因の健康被害が起こった際に、予防接種法に基づく補償を受けるために必要な書類です。自治体の受け入れや費用助成がない場合は、医療機関あての依頼書を発行し、医療機関が定める金額で定期接種として接種を受けることができます。必要な場合には、墨田区保健予防課までお問い合わせください。
接種方法	(1) 予防接種を受ける際には、『高齢者用肺炎球菌予防接種予診票』に記載されている質問事項に回答し、実施医療機関に必ずお持ちください。 (2) 接種後、医療機関から渡される『予防接種済証（本人控）』は、接種した記録となりますので、大切に保管してください。
ワクチン	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン

【お問い合わせ】 保健予防課感染症係 電話 5608-6191
向島保健センター 電話 3611-6135
本所保健センター 電話 3622-9137

※墨田区保健所（担当課を含む区役所の一部、向島・本所保健センター）は、令和6年11月5日にすみだ保健子育て総合センター（墨田区横川5-7-4）に移転予定です。

裏面の注意事項を必ずお読みください

〈高齢者用肺炎球菌予防接種のご注意〉

1. 肺炎球菌とは

肺炎を起こす原因菌の中で重要な位置を占めている病原性が高い細菌で、成人の肺炎の約2～3割は、肺炎球菌により引き起こされるとの報告があります。肺炎球菌は、このほかにも、血液の中に細菌が回ってしまう敗血症などの重い感染症の原因になることがあります。

2. 肺炎球菌感染症の予防

肺炎は、高齢者にとって重篤になりやすい病気です。発病の予防には、肺炎球菌ワクチン接種が有効です。ワクチンを接種しておく、万が一肺炎にかかっても、軽い症状ですむという効果が期待されます。

3. 肺炎球菌ワクチン

定期接種で使用される「23価肺炎球菌ワクチン」で、すべての肺炎などが防げるわけではありませんが、対象とする血清型の侵襲性肺炎球菌感染症を約4割程度予防する効果があります。また、個人の健康状態によって異なりますが、肺炎球菌ワクチンの予防効果は5年以上継続するといわれています。

4. 肺炎球菌ワクチンの副反応

接種後に注射部位の腫れや、痛み、ときに軽い発熱が見られることがありますが、日常生活に差し支えるほどのものではなく、通常1～2日で消失します。重篤な副反応として、2回目のワクチン接種による強いアレルギー反応が知られています。

5. 肺炎球菌ワクチンの接種回数

日本では、従来、生涯に1回の接種しか認められていませんでしたが、現在は、再接種が可能となっています。ただし、過去5年以内に肺炎球菌ワクチンを接種されたことのある方は、本剤の接種により注射した部分が硬くなる、傷む、赤くなるなどの症状が強くなる場合がありますので、再接種する際は医師とよくご相談ください。

なお、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことのある方は定期予防接種の対象となりませんので、今回お送りした予診票はお使いいただけません。再接種の際は全額自己負担となりますのでご注意ください。

6. 肺炎球菌ワクチンとその他のワクチンとの接種間隔

インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンの両方のワクチンを接種することで、より高い肺炎予防効果が期待されます。医師が特に必要と認めた場合は、2つのワクチンを同時に接種することができます。

新型コロナワクチンと肺炎球菌ワクチンの同時接種はできません。互いに片方のワクチンを接種してから2週間後に接種できます。

7. 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意事項

肺炎球菌予防接種の必要性や副反応についてよく理解した上で、予防接種を受けましょう。

気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、保健所に相談しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。『高齢者用肺炎球菌予防接種予診票』は、接種する医師にとって予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

① 明らかに発熱している人

一般的に、体温が37.5℃を超えている場合を指します。

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるのでその日は見合わせるのが原則です。

③ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

上記の①、②に該当しなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。